



資本的支出と修繕費



資本的支出と修繕費の区分

固定資産の修理や改良等のために出した金額は、新たな固定資産の取得と見て減価償却費として損金にする「資本的支出」と、

支出した年度に全額を損金とする「収益的支出（修繕費）」とに区分されます。『固定資産の使用可能期間を延ばす』、『固定資産の価値を高める』といった支出は「資本的支出」と、『固定資産の通常の維持管理』や『固定資産の原状回復』のための支出は「修繕費」と基本的には考えます。

資本的支出となる金額の計算は以下のように定められています。

(1) 使用可能期間の延長

図表1の算式で計算します。

たとえば、支出金額500万円、支不出しない場合の残存使用可能年数2年、支出後の使用可能年数5年の場合、資本的支出の金額は300万円、修繕費の額は200万円となります。

(2) 価値の増加

図表2の算式で計算します。

たとえば、支出金額500万円、通常の管理または修理をしていた場合の時価600万円、支出後の時価950万円の場合、資本的支出の金額は350万円、修繕費の額は150万円となります。

資本的支出と修繕費の例示と形式基準

資本的支出と修繕費の考え方は前記のようになっていますが、実務上で「使用可能年数」や「時価」

図表1 修理して使える期間が延びたときの計算式

$$\text{資本的支出の金額} = \frac{(\text{支出後の使用可能年数}) - (\text{支出しない場合の残存使用可能年数})}{(\text{支出後の使用可能年数})}$$

【本文の例の場合】

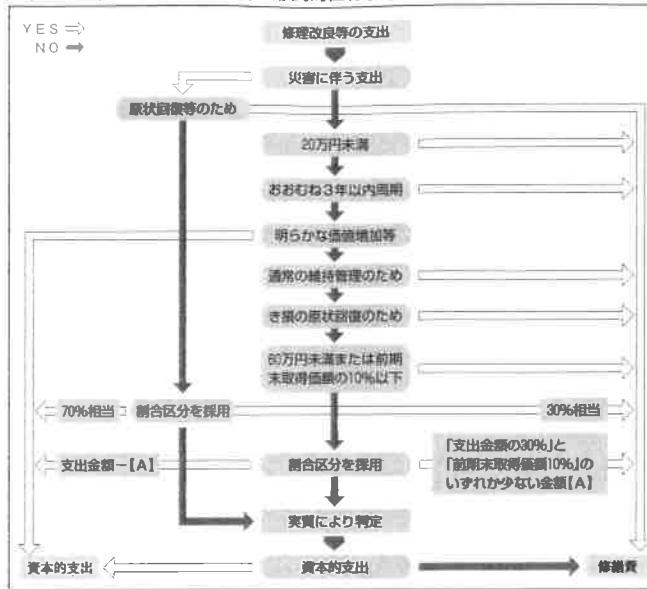
$$\begin{aligned} \text{資本的支出の金額} &= 500\text{万円} \times \frac{5\text{年} - 2\text{年}}{5\text{年}} = 300\text{万円} \\ \text{修繕費の額} &= 500\text{万円} - 300\text{万円} = 200\text{万円} \end{aligned}$$

“経理のプロ”になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井 満広

- 掲載(予定)テーマ
- ①減価償却資産と法人税
 - ②減価償却の変更と中古資産
 - ③資本的支出と修繕費
 - ④リース資産の取扱い
 - ⑤継続資産の取扱い
 - ⑥廃却資産の取扱い

図表3 資本的支出と修繕費の形式的区分基準



などを計算するのはとても困難です。そこで、法人税法の基本通達（行政が法令を解釈する際の指針）では、形式的な区分による処理も認められています（図表3参照）。

(1) 20万円未満の場合
修理改良等の支出金額の合計額が20万円未満であれば、全額が修繕費となります。

(2) 3年以内周期の場合
その資産への修理改良等がおおむね3年以内の周期で行なわれていることが過去の実績等で明らか

であれば、全額が修繕費となります。

(3) 明らかな価値増加等（資本的支出）
明らかに価値を高めるまたは耐久性を増す支出は、全額が資本的支出となります。具体的には次の支出が挙げられます。

・建物の避難階段の取付け等物理的に付け加えた部分の費用の額
・機械の部品を性能の高いものに取り替えた場合の通常要する費用の額を超える部分の金額
・ソフトウェアに新たな機能を追加したときのプログラム修正等に要した額

70%以上を再使用した場合等に限る
・機械装置の移設に要した移設費等の額（集中生産を行なう等のための移設費を除く）
・地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するための地盛り費用の額（土地の取得後直ちに地盛りを行なった場合等を除く）
・ソフトウェアの機能上の障害を除去等した際のプログラム修正等に要した額

(5) 60万円未満または前期未取得額の10%以下
同一計画に基づく同一資産への修理改良等の支出金額を明らかに区分できない場合は、支出金額の30%または60万円未満または前期未取得価額の10%以下であれば、全額が修繕費となります。

(4) 通常の維持管理やき損の原状回復（修繕費）
通常の維持管理やき損の原状回復の支出は、全額が修繕費となります。具体的には次の支出が挙げられます。
・建物の移えいや解体移築に要した費用の額（移えい等を予定して取得した建物等を除く）。ただし、解体移築の場合は旧資材のひらいみつひろ平井会計事務所代表「会計を通じて人生を幸せにしています」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れています。